

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修実施主体認定要領  
(幼稚園・認定こども園)

1 目的

この要領は、佐世保市において「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について（令和元年6月24日付内閣府等連名通知）」に基づき、幼稚園及び認定こども園に対して研修を実施する幼稚園関係団体等について、処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施主体（以下、「研修実施主体」という。）として認定を行うにあたり必要な事項を定めるものとする。

2 認定の要件

(1) 幼稚園

市長は、次に掲げる要件を満たすと認められる幼稚園関係団体を、研修実施主体として認定することができる。

- ① これまで幼稚園教諭に対し研修を実施してきた実績を有すること。
- ② 実施する研修が体系的に整理されているとともに、個々の研修の目的及び内容が明確となっていること。
- ③ 研修修了の証明及び研修受講歴の情報管理を行う能力を有すること。
- ④ 次のいずれにも該当しない者。

ア 役員等（団体の役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下号において同じ。）が佐世保市等又は間接補助事業者等が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められる者。

イ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

## (2) 認定こども園

市長は、次に掲げる要件を満たすと認められる認定こども園課関係団体・幼稚園関係団体・保育関係団体を、研修実施主体として認定することができる。

- ① これまで保育教諭・幼稚園教諭・保育士に対し研修を実施してきた実績を有すること。
- ② 実施する研修が体系的に整理されているとともに、個々の研修の目的及び内容が明確となっていること。
- ③ 研修修了の証明及び研修受講歴の情報管理を行う能力を有すること。
- ④ 上記(1)④と同じ。

## 3 認定の申請

研修実施主体として認定を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、必要事項を記載した「処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施主体認定申請書（幼稚園・認定こども園）」（様式第1号。以下「申請書」という。）に以下の①から④までの必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

- ① 研修組織・実績
- ② 研修体系・研修の主な内容
- ③ 研修修了の証明方法・研修受講歴の情報管理の方法
- ④ その他、市長が必要と認めるもの

## 4 認定の決定

- (1) 市長は、上記3により申請者から申請があったときはその可否を決定し、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修実施主体認定等通知書（幼稚園・認定こども園）」（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は、研修実施主体として認定された団体名をホームページにて公表する。

## 5 変更等の届出

研修実施主体は、認定を受けた後に、認定に係る内容の変更が生じるときは、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修実施主体認定変更届（幼稚園・認定こども園）」（様式第3号）により、すみやかに市長へ提出しなければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

## 6 認定の廃止届出

- (1) 研修実施主体は、認定を辞退する場合は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修実施主体認定辞退届（幼稚園・認定こども園）」（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。
- (2) 市長は、(1)による廃止届を受理した場合は、研修実施主体名及び廃止年月日等をホームページにて公表するものとする。

## 7 認定の取消

- (1) 市長は、認定を決定した後に、研修実施主体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
- ① 上記2に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき
  - ② 認定申請等において虚偽の申請、報告又は届出等を行ったとき
  - ③ 研修を適正に実施する能力に欠けると認められるとき
  - ④ 研修の実施に関し、不正な行為があったとき
  - ⑤ その他研修実施主体として不適切と判断される時
- (2) 市長は、(1)による取消しを行った場合は、研修実施主体に対し、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修実施主体認定取消通知書(幼稚園・認定こども園)」(様式第5号)により通知するものとする。
- (3) 市長は、(1)による取消しを行った研修実施主体名及び取消年月日等をホームページにて公表するものとする。

## 8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、令和3年8月2日から施行する。